

第33回国民健康保険健康づくりゲートボール大会の開催について

「自分の健康は自分で守る」をスローガンに、町民の健康づくりのためにゲートボール大会を開催します。

自分の健康づくりのため、ぜひ参加してください。

▼期日 5月31日(木)

▼場所 町営グラウンド

▼申込期日 5月15日(火)

▼申込・問

保健福祉課

国保医療グループ

☎62・3166

税金

平成30年度土地・家屋価格等帳簿の縦覧

土地・家屋価格等帳簿の縦覧を行いますので、ご自分の所有する土地・家屋の価格などについてご確認ください。

▼縦覧期間

5月31日(木)まで

※日曜日の午後0時以降、土曜日および祝日を除きます。

▼時間

午前8時30分

午後5時15分

子ども・親子

健康

税金

▼場所

役場1階

税務窓口カウンター

▼縦覧できる方

固定資産税の納税者および納税者の委任状を持参した方(縦覧する方は、マイナンバーカード、運転免許証などの本人確認ができるものをお持ちください)。

▼問 税務課課税グループ

☎62・8127

平成30年度軽自動車税について

軽自動車税は、当該年度の4月1日現在で登録している車両に課税されます。

▼納期限 5月31日(木)

▼二輪車などの税額

区分	税率(年税額)	
原付	50cc以下	2,000円
	50cc超90cc以下	2,000円
	90cc超125cc以下	2,400円
軽自動車	二輪	3,600円
	ボートトレーラー	3,600円
二輪の小型自動車		6,000円
小型特殊	農耕作業用のもの	2,400円
	その他のもの	5,900円
ミニカー		3,700円

軽四輪車などの税額

初度検査の年月により税率が変わります。初度検査の年月は自動車検査証の「初度検査年月」欄をご覧ください。

▼初度検査：初めて車両番号の指定(ナンバープレート)の交付を受けたときの検査

区分	平成27年3月31日以前に初度検査した軽自動車		平成27年4月1日以降に初度検査した軽自動車				
	経年車重課※(初度検査か13年超の経年車に係る税率)	左記(経年車)以外	標準税率	グリーン化特例※(軽課税率)(取得の翌年度分に限る。)			
				75%軽減	50%軽減	25%軽減	
三輪		4,600円	3,100円	3,900円	1,000円	2,000円	3,000円
	乗用(自家用)	12,900円	7,200円	10,800円	2,700円	5,400円	8,100円
四輪	貨物(自家用)	6,000円	4,000円	5,000円	1,300円	2,500円	3,800円
	乗用(営業用)	8,200円	5,500円	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
	貨物(営業用)	4,500円	3,000円	3,800円	1,000円	1,900円	2,900円

※経年車重課 初度検査から13年を経過した車両について、標準税率の概ね20%を重課する。(平成30年度の重課対象は平成17年3月31日以前に初度検査をした車両)

※グリーン化特例 平成29年4月1日から平成30年3月31日までに初度検査を受けた車両で、一定の環境性能を有するものについて、取得の翌年度分に限り、税率を軽減する。

75%軽減

▼電気軽自動車・天然ガス軽自動車(平成21年排出ガス基準10%低減または平成30年排出ガス規制適合)

50%軽減

▼乗用 揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする車両かつ、平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排出ガス基準50%低減達成、かつ平成32年度燃費基準+30%達成車

▼貨物 揮発油(ガソリン)

を内燃機関の燃料とする車両かつ、平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排出ガス基準50%低減達成、かつ平成27年度燃費基準+35%達成車

25%軽減

▼乗用 揮発油(ガソリン)を内燃機関の燃料とする車両かつ、平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排出ガス基準50%低減達成、かつ平成32年度燃費基準+10%達成車

▼貨物 揮発油(ガソリン)

を内燃機関の燃料とする車両かつ、平成17年排出ガス基準75%低減達成または平成30年排出ガス基準50%低減達成、かつ平成27年度燃費基準+15%達成車

※排出ガス基準および燃費基準の達成状況は、車両に貼付されているステッカーで確認することができます。また、燃費基準の達成状況については、車検証の備考欄にも記載されています。

▼問

税務課課税グループ

☎62・8127

